

東京国際文化芸術祭実行委員会専門部会設置要綱

制定 令和7年9月5日

（目的）

第1条 東京国際文化芸術祭実行委員会規約第9条の規定に基づき、東京国際文化芸術祭事業及び令和8年度国際的な美術展事業の専門事項を審議するため、東京国際文化芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）に専門部会を設置する。

（設置等）

第2条 実行委員会に企画・プロモーション専門部会及び令和8年度国際的な美術展専門部会（以下、専門部会という。）を置く。

専門部会の目的は、次のとおりとする。

- （1）企画・プロモーション専門部会は、東京国際文化芸術祭の企画及びプロモーションの内容等について情報の共有を図り、実行委員会に付議すべき事項について審議する。
- （2）令和8年度国際的な美術展専門部会は、美術展事業の企画等について情報の共有を図り、実行委員会に付議すべき事項について審議する。

（構成）

第3条 専門部会は、実行委員会委員長が委嘱する専門部会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 実行委員会委員長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は委員の中から互選により決定する。
- 4 部会長に事故等があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、あらかじめ指名する者がいない場合は、委員の中から互選された者が職務を代行する。
- 5 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、再任されることを妨げない。また、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（会議）

第4条 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

- 2 委員は会議に出席し、事業の推進に必要な事項の審議及び調整を行う。
- 3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知した議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。

なお、部会長が認める場合は、書面又はその他の方法により開催することができる。

- 4 専門部会の議事は、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 実行委員会委員は、必要に応じ、専門部会に出席し意見を述べることができる。
- 6 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(小委員会)

第5条 専門部会における審議上、必要があるときは専門部会に小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会の設置及び構成は、部会長が定める。

(守秘義務)

第6条 委員は、任期中及び任期後において委員として知り得た秘密情報について、その秘密を保持しなければならない、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。
なお、第4条第6項における委員以外の者についても同様とする。

(議事及び資料の公開)

第7条 専門部会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。